

平成23年5月17日  
東総広域水道企業団  
電話 0478-86-3821

東総広域水道企業団水道水における放射線量の測定結果について(第53報)

東総広域水道企業団において、5月14日から5月16日に採水した浄水の放射性セシウム及び放射性ヨウ素の測定結果は、下記のとおりです。

放射性セシウム及び放射性ヨウ素の測定値はいずれも、原子力安全委員会が定めた飲食物制限に関する指標値及び厚生労働省が示した食品衛生法に基づく暫定的な指標値を下回っております。

記

(単位：Bq(ベクレル)/kg)

| 浄水場名  | 供給区域       | 分析項目                         | 5月14日 | 5月15日 | 5月16日 | 平均  |
|-------|------------|------------------------------|-------|-------|-------|-----|
| 笹川浄水場 | 銚子市、旭市、東庄町 | 放射性セシウム( $^{134}\text{Cs}$ ) | 不検出   | 不検出   | 不検出   | 不検出 |
|       |            | 放射性セシウム( $^{137}\text{Cs}$ ) | 不検出   | 不検出   | 不検出   | 不検出 |
|       |            | 放射性ヨウ素( $^{131}\text{I}$ )   | 不検出   | 不検出   | 不検出   | 不検出 |

(測定値については、有効数字2桁で表示しています。)

※1 原子力安全委員会が定めた飲食物摂取制限に関する指標値

- (1) 放射性ヨウ素(飲料水) 300Bq/kg
- (2) 放射性セシウム(飲料水) 200Bq/kg

2 食品衛生法に基づく暫定的な指標値

放射性ヨウ素が100Bq/kgを超えるものは、乳児用調整粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しない。

3 摂取制限及び解除の目安(平成23年4月4日付け厚生労働省健康局水道課長通知より)

(1) 摂取制限の目安

直近3日分の検査結果の平均値が指標等を上回るか、1回の検査結果でも指標等を大きく上回った場合。

(2) 摂取制限の解除の目安

直近3日分の検査結果の平均値が指標等を下回り、かつ、検査結果が減少傾向にある場合。